令和4年度第19回庁議　議事要旨（記録）

開 催 日	令和４年１１月９日　（水曜日）
開催場所	委員会室
開始時間	午後　３時３０分
終了時間	午後　５時００分

庁議内容

付　議	1	「国立市食品ロス削減推進計画」の素案について
	2	国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案について
	3	地方公務員法の改正に伴う定年延長について
報告事項	4	投票区割りの見直し案について
議　題	5	令和４年第４回定例会提出議案について
その他報告	6	「コープみらい」との包括的な連携に向けて
	7	公共施設におけるバリアフリー対応の進め方について
	8	自衛消防訓練の実施について
	9	生活保護のしおり及びチラシについて

出席者（１５名）

庁議メンバー（１５名）	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
代理出席者（０名）	

【付　議】
１．「国立市食品ロス削減推進計画」の素案について
　・説明員：ごみ減量課長
　＜内　容＞
（内容は別紙「庁議付議事案　審議要旨」のとおり）

２．国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案について
　・説明員：文書法制課長
　＜内　容＞
（内容は別紙「庁議付議事案　審議要旨」のとおり）

３．地方公務員法の改正に伴う定年延長について
　・説明員：職員課長
　＜内　容＞
（内容は別紙「庁議付議事案　審議要旨」のとおり）

【報告事項】
４．投票区割りの見直し案について
　・説明員：選挙管理委員会事務局長
　＜内　容＞
　投票区割りの見直し案について、パブリックコメントの意見及び陳情の採択を踏まえ検討し、選挙管理委員会において議決した内容について報告があった。

【議　題】
５．令和４年第４回定例会提出議案について
　・説明員：各部長
　＜内　容＞
　令和４年国立市議会第４回定例会提出議案についての概要説明を行った。

【その他報告】
６．「コープみらい」との包括的な連携に向けて
　・説明員：市長室長
　＜内　容＞
　生活協同組合コープみらいとの包括的な連携に向けた取組みについて報告があった。

７．公共施設におけるバリアフリー対応の進め方について
・説明員：政策経営課長
　＜内　容＞
　公共施設におけるバリアフリー対応の進め方の案及び担当課説明会をおこなうことについて報告があった。

８．自衛消防訓練の実施について
　・説明員：行政管理部長
　＜内　容＞
　自衛消防訓練を実施することについて報告があった。

９．生活保護のしおり及びチラシについて
　・説明員：健康福祉部長
　＜内　容＞
　新たな生活保護のしおり及びチラシについて報告があった。

庁議付議事案　審議要旨（記録）（令和４年１１月９日開催）

付議事案名 :「国立市食品ロス削減推進計画」の素案について

提案課　生活環境部　ごみ減量課

議事要旨公開･時限非公開の別

①　☑　決裁後公開します

②　| |　（庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

１．付議事案の概要

１．付議目的（理由）

「国立市食品ロス削減推進計画」について令和４年７月２６日付議にて推進計画を作成することについて合意形成を行っており、その後、庁内検討会を立ち上げ、委員会から意見をいただき計画の修正を行った。また、ごみ問題審議会にも諮り、その意見等を反映、修正し計画素案を作成した。今後、広く市民からの意見を募るためパブリックコメントを実施するにあたり、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

２．経過及び現状

令和４年　７月２６日　計画実施にかかる庁議付議
令和４年　８月１５日　第１回　国立市食品ロス削減推進計画策定庁内検討委員会開催
令和４年　９月２８日　第２回　国立市食品ロス削減推進計画策定庁内検討委員会開催
令和４年１０月１１日　ごみ問題審議会にて素案の審議を行った。

３．具体的な措置

庁内検討会（課長級）及びごみ問題審議会を経て素案を作成した。今後、市民・団体を対象にパブリックコメントを行い広く意見を聴取したい。また令和４年度中に計画決定し、公表することを予定している。

２．集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

３．主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

・議会に対して報告等は行うのか。

→　パブリックコメント実施前に、議員へ計画案の資料提供を行う。また、計画策定後、関連する常任委員会へ報告を行う予定。

庁議付議事案　審議要旨（記録）（令和４年１１月９日開催）

付議事案名 :国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案について	提案課　行政管理部　文書法制課

議事要旨公開・時限非公開の別

① ☑　決裁後公開します

② | |　（庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

１．付議事案の概要

１．付議目的（理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）第５１条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）（以下「改正法」という。）の施行（施行日令和５年４月１日）に関し、必要な事項及び市独自の保護制度を定める「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案」について、庁内合意を得るために付議するものである。

２．経過及び現状

令和３年	５月１９日	改正法の公布
令和４年	４月	政令・国の規則、ガイドライン等の公表
	６月　２日	条例（素案）の概要について庁議に付議
	７月１９日	国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問。以降、同審議会にて審議
	８月	意見募集（パブリックコメント）の実施
	１１月　２日	同審議会から答申

３．具体的な措置

市議会第４回定例会に条例案を提出する。

２．集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

３．主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

特になし。

【指示事項】

・全庁的に影響がある事案であるため、事務運用等については別途確認を行うこと。

庁議付議事案　審議要旨（記録）（令和４年１１月９日開催）

付議事案名 :地方公務員法の改正に伴う定年延長について	提案課　行政管理部　職員課

議事要旨公開･時限非公開の別

①　☑　決裁後公開します

②　☐　（庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

１．付議事案の概要

１．付議目的（理由）

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を延長することに関して、関係条例の改正を行うことについて、庁内決定するために付議するものである。

２．経過及び現状

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少といった社会情勢を踏まえて、高齢期の職員の経験と知識を最大限に活用するため、国家公務員においては、定年を段階的に引き上げる等の制度が施行された。

地方公務員においても、同様の措置を講じることが要請されていることから、関係条例の改正を行うものである。

令和４年５月　　庁議報告　令和４年６月　　第２回定例会　常任委員会報告
令和４年１１月　庁議付議　令和４年１２月　第４回定例会　条例案提出

３．具体的な措置

地方公務員法の改正に伴う定年延長の内容を庁議で確認し、第４回定例会に条例案を提出するものである（※職員団体との協議がまとまり次第）。

２．集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

３．主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

・職員団体との交渉が長引いた場合、どのような対応を行うか。
　→　職員団体と妥結したものから条例案等の改正を行う予定。
・勧奨退職の制度について、変更等はあるか。
　→　示されているＦＡＱ等の確認を行う。

【指示事項】

・全庁的に影響がある事案であるため、制度運用等については別途確認を行うこと。